2 - 1

在留カード

在留資格:技能実習1号口

1号→1年目、2号→2~3年目 (イ、ロ)受入れ機関の別

イ→企業単独型 口→団体監理型

2 - 2

在留期間:在留カード発行時に記載。 1年目に技能習得の成果が一定水準 以上に達していると認められるなど して、最長3年間の技能実習が行え ます。

※期限の1か月前から本人・受入れ 企業による更新手続きが必要。

在留カード 程 D 9FA 生年月日 1996年 月 日性別 男 M国新・地域 ネパール・ DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION MINISTRY OF 住居地 未定 (届出後裏面に記載) ADDRESS 在圖音格 技能実習 1号口 intern training (i) (b) JUSTICE 生留期間 (満了日) 1年(2017年02月24日) (DATE OF EXPIRATION) 許可の種類 上陸許可 (入国審査官) MORO 許可年月日 2016年02月24日 交付年月日 2016年02月24日 このカードは 2017年02月24日まで有効 です 法務大臣法務大

> 技能実習制度以外の場合は ここの就労制限の有無の記載内容を確認 (裏面に詳細記載がある場合有り)

- 作業所で技能実習制度による外国人作業員を受け入れる際に確認する内容 ① 在留資格の内容が『技能実習〇号△』と記載されているか。 ② 現場入場し、作業する期間が在留期間(実習期間)内か。